

熊本県水産業振興関係補助事業

(水産振興課分)

実施要領

【赤潮被害低減対策事業】

熊本県農林水産部水産局

水産振興課

赤潮被害低減対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 赤潮被害低減対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和5年11月29日付け5水港第1758号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、赤潮被害低減や環境負荷抑制に向けた養殖管理手法への変更等に必要調査・開発試験等の実施、並びに赤潮被害低減に向けた足し網や足し網の設置に必要な機器等の購入に必要な経費を支援（助成）することを目的とする。

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号に規定する「事業計画書」は、別記様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第8条第2項に規定する「事業変更計画書」は、別記様式によるものとする。

(事業の完了)

第5条 要項第13条第2項第1号に規定する「事業実績書」は、別記様式によるものとする。

(雑件)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）3月4日から施行する。

別記様式（第2条、第3条、第4条関係）

赤潮被害低減対策事業 計画書（変更計画書・実績書）

※ 本様式は、「1 赤潮被害低減対策事業」、「2 赤潮対策緊急支援事業」の両事業においてそれぞれ使用すること。

1 事業実施主体

2 事業計画（又は実績）

実施期間	
場所	
実施内容	
事業効果（又は成果）	
備考	

3 経費の配分

（単位：円）

区分	事業に要する （又は要した）経費	負担区分		経費の内訳
		県補助金	その他	
計				

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。